

地方債の 協議制度に ついて

平成17年度までは国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、協議制度では、地方公共団体は協議という手続きを経れば、国または都道府県の同意がなくても地方債を発行できることとなりました。

協議制度の概要は以下のとおりです。

① 協議

地方公共団体は、地方債を発行する場合には、都道府県・指定都市にあっては総務大臣、市町村・特別区等にあっては都道府県知事に協議しなければなりません。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当

地方公共団体は、協議において総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、公的資金を借り入れることができます。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入

総務大臣又は都道府県知事が同意をした地方債についてのみ、その元利償還金が、地方財政計画に算入されます。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告

総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を発行する場合には、地方公共団体の長は、あらかじめ議会に報告しなければなりません。

⑤ 同意基準及び地方債計画

総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表します。

なお、協議制度に移行した後のも、以下の地方公共団体については、例外的に国による関与が行われます。

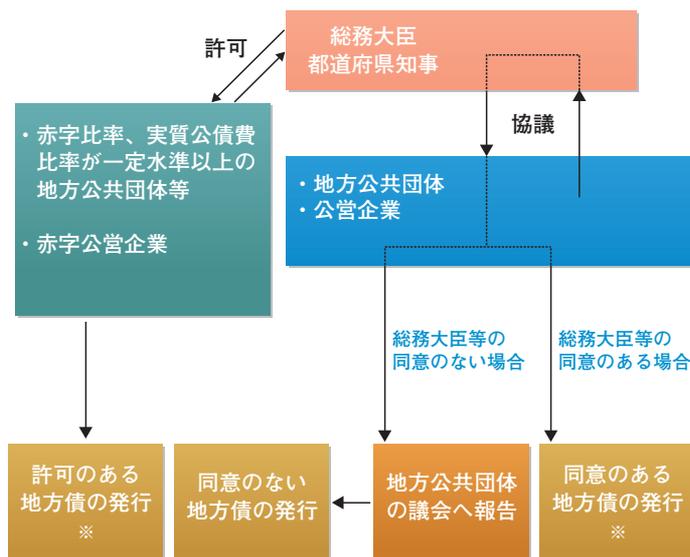
■ 赤字団体、実質公債費比率の高い団体、赤字公営企業等

→地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

■ 標準税率未滿団体

→公共施設等の建設事業（第5条第5号）の経費の財源とする地方債を発行する場合には、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

地方債協議制度のしくみ



※総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

地方分権推進委員会第2次勧告（平成9年7月8日）（抄） 第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

V 地方税財源の充実確保 3 地方債

(1) 地方債許可制度については、地方公共団体の自主性をより高める観点に立って廃止し、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、地方公共団体は国又は都道府県と事前協議を行うこととする。

— 中略 —

(2) 少なくとも財政構造改革期間中においては、国及び地方の財政赤字の縮小のため財政健全化目標が設定され、地方公共団体の歳出の抑制が求められていることに鑑み、許可制を維持することとする。

(3) 地方債の発行に係る手続については、関係地方出先機関との協議を含め、一層の弾力化・簡素化を推進するとともに手続の透明化を図る。

(4) 地方債の発行条件の改善を図るとともに、地方債の円滑な発行を確保していくため、引き続き、地方債市場の整備育成、地方債証券の流通性の向上、外債の発行額の確保等資金調達方法の多様化、共同発行の促進等に努めることとする。

地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）（抄） 第4章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保 (3) 地方債

(キ) 元利償還金の払込について延滞のある地方公共団体、元利償還費又は決算収支の赤字が一定水準以上となった地方公共団体等については、当該地方公共団体の住民に対する基礎的行政サービスを確保するためだけでなく、地方債全体の信用を維持し、民間引受けの地方債のリスク・ウェイトがゼロとされてきた現行の位置付けを維持していくためにも、地方債の発行自体を禁止することとし、特定の場合にはそれを例外的に解除する手法として許可制度を設ける。

③ 早期是正措置としての起債許可制度

地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされています。

■ **実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、引続き許可が必要となります。**

→実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の策定を前提に一般的な許可基準により許可をされます。

なお、25%以上35%未満の団体は、一般単独事業債等、35%以上の団体は一般公共事業（災害関連事業を除いた事業）、教育・福祉施設等整備事業等に係る地方債を起することができません。（同意等基準）

■ **一定以上の実質赤字額を生じた地方公共団体は、引続き許可が必要となります。**

→一定以上の実質赤字額とは、標準財政規模の額に応じ、段階的に設定され、都道府県・政令市及び標準財政規模500億円以上の市は標準財政規模の2.5%、標準財政規模200億円以上の市町村は標準財政規模の5%、標準財政規模50億円未満の市町村は標準財政規模の10%となります。（地方財政法施行令第8条）



実質公債費比率とは

公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標として、地方債の協議制度において許可団体への移行に係る基準に用いるものであり、その枠組みは地方財政法等に定められています。

具体的には、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）に占める割合を表すものです。

$$\text{算式} = \frac{\text{「公債費相当額に充当した一般財源」} - \text{「普通交付税措置のある公債費相当額」}}{\text{「地方税+普通交付税」} - \text{「普通交付税措置のある公債費相当額」}}$$

従来の起債制限比率を、厳格化、透明化の観点から一定の見直しをしたものです。その見直しのポイントは、

① **実質的な公債費を把握**

- ・ 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入
- ・ PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入

② **満期一括地方債に係るルールの一統**

- ・ 減債基金積立額を統一ルール（年3.3%）により算入
- ・ 減債基金積立不足額がある場合は反映する

などとなっています。

